

# 経営者協会通信

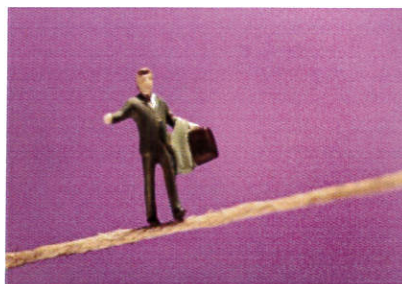
10月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、1964年の東京オリンピックの後のこと。2020年の東京オリンピックが楽しみです。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



中小企業経営者協会

神奈川県横浜市青葉区青葉台2-10-20第2志田ビル3階  
TEL：045-988-5155／FAX：045-988-5165  
<http://www.chukeirou.jp/>



## 9月から厚生年金保険の 保険料率が上げられました

### 1. 厚生年金保険料率の上げと固定化

厚生年金保険の保険料率は、平成16年に行われた年金制度の改正により、平成17年度以降、段階的に上げられることになりました。一年度における上げ幅はそれほど大きくないものの、毎年度上げられることに企業・従業員ともに大きな負担感がありました。この上げも今年度までとされ、平成29年9月からの保険料率である18.300%（労使折半で9.150%ずつ負担）で固定されています。具体的な厚生年金保険料額は下表のとおりです。

※協会けんぽの健康保険料率については変更ありません。

表 平成29年9月からの厚生年金保険料額（単位：円）

等級	標準報酬 月額	報酬月額		全額	折半額
		円以上	円未満	18.300%	9.150%
1	88,000	~	93,000	16,104	8,052
2	98,000	93,000	~ 101,000	17,934	8,967
3	104,000	101,000	~ 107,000	19,032	9,516
4	110,000	107,000	~ 114,000	20,130	10,065
5	118,000	114,000	~ 122,000	21,594	10,797
6	126,000	122,000	~ 130,000	23,058	11,529
7	134,000	130,000	~ 138,000	24,522	12,261
8	142,000	138,000	~ 146,000	25,986	12,993
9	150,000	146,000	~ 155,000	27,450	13,725
10	160,000	155,000	~ 165,000	29,280	14,640
11	170,000	165,000	~ 175,000	31,110	15,555
12	180,000	175,000	~ 185,000	32,940	16,470
13	190,000	185,000	~ 195,000	34,770	17,385
14	200,000	195,000	~ 210,000	36,600	18,300
15	220,000	210,000	~ 230,000	40,260	20,130
16	240,000	230,000	~ 250,000	43,920	21,960
17	260,000	250,000	~ 270,000	47,580	23,790
18	280,000	270,000	~ 290,000	51,240	25,620
19	300,000	290,000	~ 310,000	54,900	27,450
20	320,000	310,000	~ 330,000	58,560	29,280
21	340,000	330,000	~ 350,000	62,220	31,110
22	360,000	350,000	~ 370,000	65,880	32,940
23	380,000	370,000	~ 395,000	69,540	34,770
24	410,000	395,000	~ 425,000	75,030	37,515
25	440,000	425,000	~ 455,000	80,520	40,260
26	470,000	455,000	~ 485,000	86,010	43,005
27	500,000	485,000	~ 515,000	91,500	45,750
28	530,000	515,000	~ 545,000	96,990	48,495
29	560,000	545,000	~ 575,000	102,480	51,240
30	590,000	575,000	~ 605,000	107,970	53,985
31	620,000	605,000	~	113,460	56,730

### 2. 9月分より変更すべき社会保険料

9月は厚生年金保険料率の上げと共に、社会保険の定時決定（算定基礎）により決定された健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額を変更する時期となります。具体的な手続きは、新しく決定された標準報酬月額および保険料率に基づき、給与から保険料を控除し、従業員へ決定された標準報酬月額を通知することになります。

なお、社会保険料控除のタイミングは会社によって異なるため、9月分の保険料をいつ支給する給与から控除するのかを確認し、給与計算において社会保険料の控除額に誤りがないように注意しましょう。